

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を
を改正する条例の原案について

平成30年5月16日
千葉県教育庁
企画管理部財務課
電話 043-223-4093

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

なお、条例案の公表があるまで、具体的な内容については公表できません。